

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 川村 伸浩

- 1 日時
令和5年3月2日（木曜日）
午前10時0分開会、午後1時23分散会
（休憩 午後0時5分～午後1時0分）
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
川村伸浩委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、
工藤勝子委員、米内紘正委員、ハクセル美穂子委員、高田一郎委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
及川担当書記、高井担当書記、和田併任書記、岩淵併任書記、小川併任書記
- 6 説明のため出席した者
藤代農林水産部長、千葉技監兼農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、
橋本技監兼林務担当技監兼全国植樹祭推進室長、佐藤副部長兼農林水産企画室長、
照井農政担当技監兼県産米戦略室長、大坊競馬改革推進室長、
中野参事兼団体指導課総括課長、中村技術参事兼農業振興課総括課長、
佐々木技術参事兼農村建設課総括課長、工藤技術参事兼林業振興課総括課長、
森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、高橋農林水産企画室企画課長、
臼井農林水産企画室管理課長、似内流通課総括課長、和泉流通課流通改善課長、
村上農業振興課担い手対策課長、竹澤農業普及技術課総括課長、
佐々木農産園芸課総括課長、吉田農産園芸課水田農業課長、米谷畜産課総括課長、
高橋畜産課振興・衛生課長、鈴木森林整備課総括課長、安藤森林保全課総括課長、
太田水産振興課漁業調整課長、佐々木漁港漁村課総括課長、佐藤漁港漁村課漁港課長、
佐藤県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
議案の審査
(1) 議案第76号 令和4年度岩手県一般会計補正予算（第9号）
第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費中 農林水産部関係

第4項 林業費

第5項 水産業費

第11款 災害復旧費

第2項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費中 農林水産部関係

第4項 林業費

第5項 水産業費

第11款 災害復旧費

第2項 農林水産施設災害復旧費

- (2) 議案第78号 令和4年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第79号 令和4年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第80号 令和4年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第91号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (6) 議案第92号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて
- (7) 議案第93号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○川村伸浩委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

それでは、議案の審査を行います。議案第76号令和4年度岩手県一般会計補正予算(第9号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち農林水産部関係、第11款災害復興費第2項農林水産施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第6款農林水産業費のうち農林水産部関係、第11款災害復旧費第2項農林水産施設災害復旧費、議案第78号令和4年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第2号)、議案第

79 号令和 4 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 80 号令和 4 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 91 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 92 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、議案第 93 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上 7 件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長 議案第 76 号令和 4 年度岩手県一般会計補正予算（第 9 号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国の補正予算への対応や国庫補助金の内示等、事業費の確定などに伴い所要の補正を行おうとするものです。

議案（その 4）の 7 ページをお開き願います。歳出の表中、6 款農林水産業費の補正予算額 6 億 8,719 万 1,000 円の減額のうち、県土整備部所管の 742 万 2,000 円の減額を除いた 6 億 7,976 万 9,000 円の減額と、9 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費の補正予算額 9 億 6,047 万 3,000 円の減額を合わせまして、総額 16 億 4,024 万 2,000 円の減額補正です。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に御説明申し上げます。

予算に関する説明書の 138 ページをお開き願います。6 款農林水産業費、1 項農業費がありますが、1 目農業総務費は 1 億 8,878 万 3,000 円の減額であり、右側説明欄三つ目の農業委員会運営費補助などで、事業費の確定等によるものでございます。

2 目農業金融対策費は 2 億 6,940 万 3,000 円の減額であり、139 ページ、説明欄下から四つ目の農業経営改善促進資金貸付金など、農業関係貸付金の融資実績の確定等によるものでございます。

3 目農業改良普及費は 3 億 1,244 万 6,000 円の減額であり、説明欄の五つ目のいわてニューファーマー支援事業などで事業費の確定等によるものでございます。

140 ページ、4 目農業振興費は 4 億 2,818 万 4,000 円の減額であり、説明欄上から六つ目の農業経営基盤強化促進対策事業費、その二つ下、経営体育成支援事業費などで、事業費の確定や国庫補助金の交付決定等によるものでございます。

5 目農作物対策費は 1 億 6,295 万 2,000 円の増額であり、141 ページ、説明欄二つ目の強い農業づくり交付金で、国の補正予算に対応し、収益力強化に必要な農業用機械施設の導入や、麦、大豆の生産性向上の支援に要する経費の措置等によるものでございます。

6 目畑作振興費は 1 億 1,267 万 4,000 円の減額であり、説明欄上から三つ目の水田フル活用農業高度化プロジェクト事業費などで、事業計画の変更や事業費の確定等によるものでございます。

142 ページ、7 目植物防疫費は 250 万 3,000 円の減額であり、病虫害防除対策に係る指導等に要する経費の確定によるものであり、10 目農業研究センター費の 7,336 万 2,000 円の減額は、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものでございます。

次に、144 ページをお開きください。2 項畜産業費であります。2 目調査振興費は 19 億 3,759 万 1,000 円の増額であり、説明欄一番上の畜産振興総合対策事業費は国の補正予算に対応し、畜産環境対策に係る施設設備等への支援を、145 ページ、下から二つ目の配合飼料価格安定緊急対策費補助は配合飼料購入費の価格上昇分に対する支援を、一番下の食肉等流通構造高度化輸出拡大事業費補助は国の補正予算に対応し、国際的な衛生基準を満たす食鳥処理施設の整備への支援を行うこと等によるものでございます。

3 目草地対策費は 1,740 万 7,000 円の減額であり、説明欄一番上の畜産基盤再編総合整備事業費補助で、草地造成等の支援に要する経費の確定等によるものでございます。

4 目家畜保健衛生費は 447 万 6,000 円の減額であり、146 ページをお開きください。説明欄の豚熱予防的ワクチン接種事業費で、知事認定獣医師制度の利用拡大に伴う家畜防疫員に係る経費の減等によるものでございます。

5 目農業研究センター費は 1,582 万 2,000 円の増額であり、畜産研究所の person 費、事務費など管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

次に、148 ページをお開き願います。3 項農地費であります。1 目農地総務費は 8,937 万 5,000 円の減額であり、管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

2 目土地改良費は 4 億 1,464 万 7,000 円の減額のうち、当部の所管に係る補正予算額は 4 億 722 万 5,000 円の減額であり、149 ページ、説明欄一番上の資源向上支払事業費、二つ目の農業基盤整備促進事業費補助などで、国庫補助金の交付決定、事業費の確定等によるものでございます。

3 目農地防災事業費は 1 億 1,168 万 6,000 円の減額であり、説明欄一番上の農村地域防災減災事業費などで、国庫補助金の交付決定等によるものでございます。

150 ページをお開きください。4 目農地調整費は 2,673 万円の減額であり、事務費の確定等によるものでございます。

次に、151 ページ、4 項林業費であります。1 目林業総務費は 5,548 万 9,000 円の増額であり、管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

2 目林業振興指導費は 4 億 1,311 万 6,000 円の減額であり、152 ページをお開きください。説明欄中ほどの森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助で、令和 3 年度補正で前倒し実施したことによるほか、下から二つ目の木材産業国際競争力強化対策事業費補助で、国の補正予算に対応し、間伐材の生産や路網整備等に要する経費の措置等によるものでございます。

3 目森林病虫害等防除費は 1,586 万 3,000 円の減額であり、松くい虫等防除事業費の確定によるものでございます。

153 ページ、4目造林費は1億1,618万3,000円の増額で、森林整備事業費補助で国庫補助金の交付決定によるものであり、5目林道費は3,983万8,000円の減額で、管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

154 ページをお開きください。6目治山費は1億1,921万2,000円の減額で、治山事業費に要する経費の確定等によるものであり、7目林業技術センター費は1,186万5,000円の増額で、管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

156 ページをお開きください。5項水産業費であります。1目水産業総務費は4,148万6,000円の減額であり、管理運営に要する経費の確定等によるものでございます。

2目水産業振興費は2億953万7,000円の減額であり、157 ページ、説明欄上から七つ目の栽培漁業推進事業費、その四つ下の強い水産業づくり交付金事業費などで、事業費の確定や国庫補助金の交付決定等によるものでございます。

3目水産業協同組合指導費は615万9,000円の減額であり、漁業近代化資金利子補給等の事業費の確定によるものでございます。

4目漁業調整委員会費の93万1,000円の増額と、158 ページをお開きください。5目漁業調整費の508万8,000円の減額、6目漁業取締費の545万3,000円の減額は、管理運営に要する経費の確定によるものでございます。

7目水産技術センター費の1,784万7,000円の減額は、管理運営に要する経費や、国、独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものでございます。

159 ページ、8目内水面水産技術センター費の652万4,000円の減額は、管理運営に要する経費の確定によるものであり、9目漁港管理費の6,467万1,000円の減額は、漁協の維持管理等に要する経費の確定によるものでございます。

160 ページをお開きください。10目漁港漁場整備費は200万7,000円の減額であり、説明欄中ほどの漁業施設機能強化事業費などで、事業費の確定等によるものでございます。

次に、大きく飛びまして、204 ページをお開き願います。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費であります。1目農地及び農業用施設災害復旧費の4億6,431万6,000円の減額、2目林業災害復旧費の2億1,618万6,000円の減額、3目治山災害復旧費の5,018万円の減額は、災害復旧事業などの確定等によるものでございます。

205 ページ、4目漁業用施設災害復旧費の1,133万2,000円の減額、5目漁港災害復旧費の2億1,845万9,000円の減額についても、災害復旧事業などの確定等によるものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その4）にお戻りいただきまして、11 ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は13 ページから16 ページまでの6款農林水産業費の107億7,678万4,000円のうち、当部所管の105億8,753万5,000円と、20 ページ、21 ページの11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費の3億4,383万2,000円の合計109億3,135万7,000円を翌年度に繰越ししようとするものであります。これは、国の補正によるもののほか、計画調整などに不測の

日数を要したことから年度内完了が困難になったことなどによるものでございます。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。29 ページをお開き願います。議案第 78 号令和 4 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 7,467 万 9,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 36 億 8,224 万 6,000 円とするものであり、事業費の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、32 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費であります。これは県有林事業特別会計の県行造林造成事業及び公営林造成事業をそれぞれ翌年度に繰越ししようとするものであります。

次に、33 ページ、議案第 79 号令和 4 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 1,064 万 4,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 8 億 4,895 万 7,000 円とするものであり、貸付金及び償還金の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、36 ページをお開き願います。議案第 80 号令和 4 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 20 万 8,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 10 億 1,019 万 1,000 円とするものであり、資金の運用益の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。71 ページをお開き願います。議案第 91 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益者の負担金の額を変更しようとするものであります。

72 ページをお開き願います。議案第 92 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは県単自治山事業の林業関係の建設事業に要する経費の一部を受益町に負担させようとするものであります。

73 ページ、議案第 93 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは水産流通基盤整備事業の水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益者負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村伸浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 説明ありがとうございました。何点か質問させていただきたいと思いません。

まず、畜産振興費の部分です。生産者がこれからも続けていけるような対応ができていのか、配合飼料価格安定緊急対策事業のこれまでの成果をお聞きします。また、飼料や燃油であったり、いろいろなものの価格が高くなっている状況で、1,000 円上限の予算額で、しっかりと対応できているのか、その現状等をお知らせいただきたいと思います。

○米谷畜産課総括課長 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業についてのお尋ねでございますが、第2・四半期に今回の事業が発動いたしました。国の配合飼料価格安定特別対策の基金から補填金を交付されて、それから県の補填金を足した分で、令和3年度の平均価格から配合飼料1トン当たり、実際の負担の部分に3,000円ほどの差額が生じており、それに対して1トン当たり1,000円の交付金が出ておりますので、生産者の負担の軽減の一助にはなっていると考えております。

実際のところ、今回交付された戸数ですけれども、全部の畜種合わせまして約2,700戸となっております。この戸数を割合にいたしますと約6割の方に交付されたということになっておりますし、交付数量につきましては岩手県全体で約33万トンほどの餌がありましたので、それに対して出したということになります。

○郷右近浩委員 これまで岩手県としても、国に対してさまざまな対策を求めていただけてきたという認識ですけれども、もともと岩手県自体が酪農、肥育、繁殖のコストが高いですし、鶏にしても、飼料や資材のコストが少し高めです。乳牛に関しては、コストが北海道は6円か7円に対して岩手県は倍以上かかっているような状況で、急なこの物価高騰です。岩手県として、食料基地岩手であったり、食料安全保障といったものをしっかり守っていくために、さらに踏み込んで対応していただければという思いを強く持っております。

今やっているものは、本当に適時適切にやっていただけてきたと思っております。ただ、それを超えてくるような今の状況の中で岩手県の農業を守り抜く、畜産を守り抜くという思いが出てくるようにしっかり見ていただきたいと思います。今回もかなりの項目において減額の補正予算になっております。単純な整理の部分はもちろんあると思っておりますけれども、しかしながらせつかくいろいろなことをやろうとしてつくった予算です。岩手県の産業をしっかり守るといったところにつなげていっていただきたいと思います。

例えば金ケ崎町では、酪農現場等に対して1頭当たり1万円の補助をして酪農を続けていただきたいという姿勢をしっかりと出しているような例もあります。自前でヨーグルトなどに加工して付加価値つけていくことは全ての酪農家ができるわけではありません。地域でできるところ、できないところ、まだ体制が整っていないところ、それぞれあると思います。酪農を守っていくために情勢を見ながらしっかりと進めていっていただきたいと思います。これについての所感をお伺いします。

○米谷畜産課総括課長 酪農の現状につきましては、非常に厳しい状況、環境転換期に置かれているということは認識しております。まずは基本に立ち返り、自給飼料を生産していく、生産を拡大していくということが第一と考えまして、予算措置はしておりませんが、昨年度から、飼料、牧草等を増産していくということで、例えばマメ科牧草であるアルファルファの作付、あるいはデントコーンの後作にライ麦、イタリアンライグラス等の牧草の二毛作、簡易の草地更新を続けて牧草の反収を上げる取り組みを進めてきております。簡易更新につきましては、昨年度約160町歩ほどの実績がございますし、実際に

現地の農業改良普及センターの普及員、広域振興局の職員が指導しながら、自給飼料の生産を拡大を進めておりました。これにつきましては、来年度以降もしっかりと進めていきたいと考えておりますし、各市町村やJAにもいろいろと対策を打っていただいております。岩手県の支援措置、国の補助金、事業等を総合的に活用しながら、何とかこの危機を乗り越えていくように進めて、取り組んでいきたいと考えております。

○郷右近浩委員 ぜひお願いします。この状況は令和5年度になっても、多分変わらないと思いますし、岩手県の農業をどうしていく、どう守っていくかという、岐路に差しかかっていると思います。もちろん飼料だけでなく、米にしても何にしてもなのですからぜひ現場の方々の声を酌んでいただきながら、しっかりとしたものをつくっていただければと思います。

本当に現場は大変で、ぬれ子が10万円ぐらいで売っていたのが1万7,000円であったり、F1なども5万円ぐらい、半分ぐらいに落ちてしまっています。もともとは予備的な収入であったのだと思うのですけれども、それがもう経営の中にしっかりと組み込まれて必要な収入になってしまっている中で、それ自体が十分な金額にならない状況になってきていると、もうそこまで来ていると思いますので、しっかりと対応していただきたいと思います。藤代農林水産部長のお考えをお聞かせ願います。

○藤代農林水産部長 郷右近浩委員の御指摘のとおりなのですけれども、当部でもさまざまな議論をしながら対策を進めて、配合飼料につきましては畜産経営体全てが活用するというような状況で、第1・四半期ですと大体8万円後半ぐらいだったものが第2・四半期以降急激に価格が上昇して、今ですと大体10万円あたりで高どまりしている状態が続いています。そういった中で、鶏卵が非常に高い値段だと新聞報道もされていますけれども、価格転嫁できているもの、できていないものが畜産経営体の中で出てきている状態で、それぞれに合った形でどういった支援が可能かを考えながら行っています。

配合飼料価格安定制度を見ますと、国で第3・四半期以降1万5,000円、上がったりがったりですけれども、そこに対して、先ほど米谷畜産課総括課長が言いましたとおり、県は1,000円、市町村あるいは関係団体の支援を合わせて3,000円くらいになるように、そうしますと大体8万円ぐらいになります。第1・四半期かその辺りで価格が大体安定するよという形で配合飼料価格制度といいますか、岩手県の支援策は措置しております。さらに畜種ごとに、例えば牧草を食べられるものについては、先ほど米谷畜産課総括課長が言いましたとおり、自給飼料対策で、なるべく生産コストを下げて対応していただくもの、そういったことを組み合わせながらやっております。引き続きそれぞれの経営体の実情を踏まえながら、畜産経営体の全体を見ながら県として支援策を措置できるかを議論しながら対策を進めていきたいと考えております。

○郷右近浩委員 ありがとうございます。繁殖にしても、肉牛にしても、鶏はまた別の問題もありますけれども、大変な状況になっているという中で、やはり乳牛、生乳はなかなか生産費が価格に反映できないといった問題があります。県でもこれまでクラスター事業

など色々な事業をやっていただいておりますが、それが軌道に乗る前にこのような状況でクラスター事業を導入した方々が、機械や資材、いろいろなものの支払いが始まってきて、ダブルパンチ的な部分もあり先が見通せなくなっております。こうした部分をしっかりとケアしていただきたいと思います。私はこの飼料価格の部分については、もう少し頑張ってもらいたいと思います。この予算自体に反対しているものでは決してありませんけれども、しっかりと対応していただきたいと思います。これは意見でございます。終わります。

○米内紘正委員 私からは1点お聞きしたいと思います。

農業振興費の中の、いわてみどりの食料システム戦略推進事業費の減額補正の1,850万円というところですか。当初予算との比較と今年度実施された事業の大まかなものがあればお知らせいただければと思います。

○竹澤農業普及技術課総括課長 米内紘正委員の御質問につきまして、いわてみどりの食料システム戦略事業費、この減額部分につきまして内訳を御説明します。

当初この事業の中に三つのメニューがございました。有機農業の産地づくり、これが昨年度要望段階では三つの市町から要望がありまして、その事業費950万円を計上しておりました。結果として3市町とも実施しませんでした。加えまして、スマート農業に係る実証事業が600万円で1件、これも要望があったところですが、これも残念ながら結果として実施できませんでした。加えて、グリーンカーをサポートする事業というのが300万円、これも1件ございましたが、残念ながら結果としてできなかったということで、トータル1,800万円余が減額になったといった状況でございます。

○米内紘正委員 つまり当初予算1,850万円に対して、全額1,850万円減額ということでございますか。ゼロ円ということでございますね。このいわてみどりの食料システム戦略推進事業費は去年の予算作成のところで重点項目としていろいろな資料に上げられていたと思います。国も方針をかなり明確にして、ではこれから進めていきたいと思います、議会の中でもいろいろ質疑があったところかと思っております。その中で、そのときに予定されていたものがなかなか進まなかったというところではあるのですけれども、これから進む予定があるものなのか、現状どのように進んでいるのか、お聞かせください。

○竹澤農業普及技術課総括課長 令和5年度以降の取り組みについてでございますが、来年度につきましては有機農業産地づくりにつきまして県内二つの市から要望が上がっております。これにつきましては、予算に計上をさせていただいております。もちろんこの既に要望している2市以外につきましても、産地づくりに向けた取り組みについていろいろ働きかけを行っているところでございます。

○米内紘正委員 この農林水産委員会は青森県の黒石市でしたり、東日本大震災津波復興特別委員会では大船渡市でチョウザメの養殖事業を行う株式会社プラントフォームなどいろいろ調査したと思います。こういった取り組みがある中で、実績として令和4年度はゼロという形になっているわけです。もしうまくいかないようであれば、既にいろいろな取

り組みをされているところに働きかけながら、予算をしっかりと使っていかなければならないと思います。重点項目に挙げられ、知事も副知事も積極的に推進してまいりますと昨年の予算特別委員会、あるいは定例会で話しておりますけれども、予定していたものがゼロになりました、県としてこのいわてみどりの食料システム戦略推進事業の進捗はゼロですということではないのでしょうか。しっかり対応して進めるということではないのですか。これは藤代農林水産部長にお聞きします。

○藤代農林水産部長 米内紘正委員御指摘のとおりでございます。みどりの食料システムの有機が、基本的には国際水準レベルが昨年の当初のころから基本的には国として進める有機だという見解が示されまして、ではどうアプローチができるかということで、岩手県では前段階の取り組みとしていろいろな地域で、環境に優しい農業ということで減農薬、減化学という形でこれまで進めてきたところですが、地域にもいろいろ働きかけや指導をさせていただきながら取り組んでいるところで、あと一步という部分で、若干事業の活用までに至らず、実績ゼロという形で非常に申し訳ないと思っております。引き続き現場と一緒に取り組めることを進めて、一歩ずつにはなるかもしれませんが、こういった環境負荷軽減の農業がきちんと定着するように県としては取り組んでいきたいと思っております。

○米内紘正委員 いろいろな進め方があると思うのですが、いきなり事業をするというのは大変な側面があると思います。青森県などを見ていると、日本一健康な土づくり推進プランをつくって、まずは調査をしっかりとしましよと、調査と機運の醸成というか、啓蒙活動です。それで地域ごとに協議会をつくっています。協議会がなければ受皿がないわけですから、いきなり事業をやりたいと言っても、個別の団体というか、会社になってしまいます。地域として進める、そこの前段階を県で先んじて進めていたのであれば事業にはある程度すぐにこぎ着けますし、そこの機運の部分、土壌の部分ができるのでなければまず調査、そういうところに向かっていく体制ができていない地域、できていない地域、そこをしっかりと組み立てるロードマップができていないと、毎年予算を計上しても、これを事業化するというのは大変になります。何故これを言っているかという、重点項目五つぐらいの中にもニューファーマー支援事業とか、そういうものの中の一つに食料システムを推進しますと掲げていたからです。事業が3市町で、予定していたところがなくなっていくのであれば、もう切りかえて、では探そう、では調査しましよと、予算1,850万円全額は使えなかったとしてもそういうやり方もあったのではないかと思うのです。多分ここにかかわる予定だった職員の方もいらっしやったと思うのです。来年度は2市町ということでしたけれども、それ以外にも可能性があるところを発掘できているのでしょうか。

○竹澤農業普及技術課総括課長 県内の取り組みの把握でございますけれども、来年度手挙げをしております、言わば先進的な取り組みを行っている市が一関市大東町、花巻市東和町、こちらがかなり県内では先進的な取り組みをしていると認識しております、実際

に来年度この国庫事業を活用して取り組みたいという強い意向を示されているところでございます。

一方で、特に沿岸地域では、有機農業がなかなか進んでいない実態がございます。そうしたことから県といたしましては来年度、県には有機農業連絡協議会がございますので、協議会と連携しながら、生産者、さらには消費者も含めて有機農業のメリットなどの理解醸成を図ってまいりたいと思っておりますし、また個別にもぜひ事業の活用等について、汗をかきながら取り組んでまいりたいと考えております。

○**米内紘正委員** これは結構幅広い分野というか、枠があると思うのです。協議会をつくるというとなかなか時間がかかってしまっても大変なところあるかもしれないのですけれども、それこそ大船渡市のチョウザメの株式会社プラントフォームだったり、八幡平市の地熱だったり、広い意味で言えばみどりの食料システムですし、下水汚泥の利用なども今話題になっていますので、農業者だけに狭める必要はないと思っています。幅広い分野に、エリアに市町村を回ったりして、おっしゃるとおり汗をかいていかないとならないと思います。はい、やりたい人、手を挙げてくださいますと、この新しい分野というのはなかなか出てこないと思うのです。何をしたいのかわからないので、取り組みができる体制、あるいはそういうメンタル、マインドセットを持っている方々に直接行って、一緒にやましようややっていかないと、いつまでたっても進まないと思います。前々から言っていますけれども、これからオーガニック食品などはどんどん市場が大きくなっていくところなので、何とか実績ゼロではなく、おくれをとらないように進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○**照井農政担当技監兼県産米戦略室長** 米内紘正委員がおっしゃったように、国や県の事業に乗る前の段階として、地域段階でも化学肥料を減らす、農薬を減らすような取り組みは実証的に取り組んでおりまして、その中から国の事業や県の事業に手を上げるような段階的にステップアップするような感じで進めさせていただいております。

また、普及啓発の取り組みは非常に大事だと思っております、その部分につきましては来年度にも予算として計上させていただいておりますので、現場での実践と普及啓発をあわせながら取り組んでまいりたいと思います。

○**高田一郎委員** まず、施設園芸省エネルギー化緊急対策事業費補助ですが、4,000万円ほどの減額補正となっております。これは、第3号補正予算だったと思いますけれども、燃料価格高騰の影響を受けにくい施設への転換ということで、省エネ対策も含めた大変いい事業だったと思っております。しかし、かなりの減額補正になっています。第3号補正予算で5,200万円ほどだったと思いますけれども、大幅な減額となったその要因、それからニューファーマー支援事業についても2億7,000万円ほど、かなりの減額補正です。減額補正はたくさんあるのですけれども、この二つ、なぜそういう状況になったのか説明していただきたいと思っております。

○**佐々木農産園芸課総括課長** 施設園芸省エネルギー化緊急対策事業についての御質問

でございますが、この事業につきましては燃油使用量を3年間で15%以上削減する計画を有する事業主体を対象に、被覆資材等々の省エネ資材、機材を補助するものでございます。今回減額になった理由でございますけれども、新たな資材、機材の導入に踏み切れなかったというような方々、それから15%以上の削減といった部分が少しハードルが高かった、あるいは想定した見積りが当初より少し資材等の価格高騰がございまして、投資計画といえますか、事業計画の再考が必要になったという理由から要望の取り下げになったことに伴う減額でございます。

○竹澤農業普及技術課総括課長 いわてニューファーマー支援事業費の減額についてでございますが、この減額のうち大半を占めておりますのが経営発展支援事業、これは新規就農者の最大1,000万円の機械や施設の整備に国及び県から4分の3を支援するといった事業でございます。国が令和4年度に新しく創設した事業でございます。言い訳がましくなって非常に恐縮なのですが、昨年度非常にタイトなスケジュール感の中で要望調査を市町村を通じて行いましたところ、56名から要望が上がり、トータル2億7,000万円を予算として計上したところでございます。今年度の活用実績でございますが、17名で5,600万円余といったところになっておりまして、差引き2億1,000万円ほどが減額になった状況でございます。

56名のうち17名が活用し、残り39名はどうなったのかでございますが、令和4年度に就農しようと思っていたのだけれども、令和5年度以降に就農時期を遅らせたのが23名ほどでございます。こうした方々につきましては次年度以降この事業の活用に向けて取り組んでいただくものと認識しております。

○高田一郎委員 わかりました。施設園芸省エネルギー化緊急対策事業については、非常にハードルが高いということが要因だと思うのですが、燃油高騰はずっと続く問題ということ、農業の分野でも省エネ化は本当に避けて通れない課題だと思います。これは国の事業ということなのですか。ハードルが高いという話だったのでございますけれども、このハードルを低くして、もう少し多くの人たちに利用してもらおうというような、こういう考えはないのかお聞きしたいと思います。

○佐々木農産園芸課総括課長 この事業につきましては、県単の事業でございます。高田一郎委員からお話のありましたとおり、こういう高騰等が続く中で、省エネルギーに対応した農業経営、施設園芸の経営が大事という認識を踏まえた上で、15%削減ということで設けたものでございます。これにつきましては、国においても同様の基準といえますか、目標を定めておりまして、国と歩調を合わせた中で実施したものでございます。なので、見直しという部分については、省エネルギー化による収益の向上といった部分も一つ大きな方向性として目指していかなければならないと認識して、今回こういう対応をさせていただいたものでございます。

○高田一郎委員 わかりました。

もう一つ、新規事業で高病原性鳥インフルエンザの発生防止のための消毒費用が予算措

置されております。本県においても差し迫った危機のように感じているのですけれども、この高病原性鳥インフルエンザの全国的な感染状況と、影響について、全体の1割も殺処分されているというような、それから輸出規制ですか、いろいろなところに影響が出ていると思うのですけれども、全国的な感染状況と、そして影響についてどのように把握されているのですか。

そして、先日テレビを見ていたら、カンボジアで高病原性鳥インフルエンザにかかった少女が亡くなるという、ショッキングなことがありました。国内においての高病原性鳥インフルエンザの人に対する影響といますか、発生状況といますか、把握していれば示していただきたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 高病原性鳥インフルエンザの発生状況及び影響についての御質問であります。まずは発生状況につきましては、全国で現在25道県76事例の発生が見られており、本日の報道におきましても福岡県で疑い事例が発生しているということで、全国的な発生が続いている状況であります。

人へのインフルエンザの感染が久しぶりに確認されたことから、カンボジアの報道がなされたものと認識しております。日本においては、これまで高病原性鳥インフルエンザの人への感染事例は報告されておりませんし、厚生労働省におきましても仮に卵や鶏肉から摂取したとしても、人への感染は極めて低いとされておりますので、現在の日本の状況下において人への感染についてはあまり心配する必要はないと捉えております。

高病原性鳥インフルエンザの発生に関する国内への影響につきましては、報道によりますと採卵鶏で発生が多いことから、卵の供給が不足ぎみになっていて、卵価が上昇しているということを認識しております。

○高田一郎委員 なかなか高病原性鳥インフルエンザについては、お隣、宮城県でも発生して、差し迫った大変な状況にあると思います。本当に緊張感を持って取り組んでいかなければならないと思いますし、岩手県で発生していないのは本当に関係者の皆さんの日ごろの衛生管理の努力のたまものだと思っております。しかし、そういう対策をしても岩手県で発生することもあり得るわけですから、それを踏まえたしっかりとした対策が必要だと思います。何と云っても、衛生管理基準を徹底していくということに尽きるのだらうと思います。岩手県としてしっかりとした農場に対する巡回指導とか、適切な対応が必要かと思っておりますけれども、県としてこの間取り組んできた対応についてお伺いしたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 高田一郎委員の御指摘のとおり、本県の発生防止には農場内へのウイルス侵入防止対策の徹底が非常に重要でありますことから、岩手県ではこれまで渡り鳥が飛来する10月までに100羽以上を飼っている全ての養鶏農場に家畜保健衛生所の職員が立入りして、飼養衛生管理指導の徹底を繰り返し行ってきているほか、今年度国内発生事例が非常に多く報告されておりますので、その発生の都度、家禽飼養者に加えて関係機関、団体に対しまして情報提供し、注意喚起を進めてきたところであります。

また、侵入防止対策のさらなる徹底に向けましては、今般2月補正予算で計上しております消毒薬の配付などで、岩手県が消石灰を購入し県内全ての家禽飼養者に配付することで、消毒の強化を呼びかけていきたいと考えております。

今後も引き続き、生産者や関係団体と緊密に連携しながら注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 今回の補正予算にも、輸出拡大を目的とした処理施設の整備を15億円も予算措置をして、支援をするということなのですけれども、高病原性鳥インフルエンザが拡大することによって輸出にも大きな影響を与えるわけですから、本当に関係者が一丸となってしっかりとした対策をとっていただきたいと思います。

そこで、岩手県でも高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対策もしっかりとっていかなければならないと思います。大規模農場や県と業者が一体となって計画も策定しているということを聞いているのですけれども、その現状はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 まず、高病原性鳥インフルエンザが県内で発生した場合の対応についてであります。県では岩手県高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応要領というものをお定めしております。農場で作業に従事する県職員約650名を年度当初に指名しております。この650人が交代しながら24時間、殺処分の作業を進めつつ、周囲への感染拡大防止の対応も進めていく体制をとっております。また、国の防疫指針におきまして、大規模養鶏農場において仮に発生した場合、万が一発生した場合の農場としての対応を定めるということが決められております。防疫計画と呼ばれるものですが、この防疫計画の策定も対象となる大規模農場において全て作成されておまして、随時家畜保健衛生所が指導しながら見直しをかけている状況であります。

○川村伸浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際何かありませんか。

○郷右近浩委員 一般質問でも米価について色々な質疑がありました。その中で、我が会

派の同僚議員も質疑を行っていたわけすけれども、現場の農家の方々から出てくるのは、このままでは本当に続けられないという話しかありません。やっとこれから暖かくなって、うちの地域でも恐らく3月の半ばぐらいから田起こし始まってきて、みんな田んぼに出たくて出たくてうずうずしてきているの中で、本当に続けていけるのかどうかと。県も資材費であったり、肥料であったりとか、支えるようにということで頑張ってもらっているのはわかりますが、そもそも論として再生産できる米価というのを県は幾らとを考えていて、岩手県の食料、その中心となる米をどのように守っていこうとしているのか、その点についてお伺いします。

○佐藤県産米戦略監 再生産できる米価についてでございますが、最新の値であります令和3年産の全国の米生産の作付規模別の60キログラム当たりの生産費を見ますと、3ヘクタールから5ヘクタール規模で60キログラム当たり1万3,000円です。それから、5ヘクタールから10ヘクタール規模で1万2,161円ということで示されているところでございます。岩手県の3ヘクタール以上の生産者の面積のシェアが大体57%ぐらいということでございますので、1万3,000円程度の米価が必要ではないかと考えております。

○吉田水田農業課長 米生産に係る資材高への対応についてでございますけれども、米生産等で活用する肥料の価格ですが、現時点で前年に比べて約4割上昇しております。生産コストの増嵩など、厳しい経営状況が見込まれると認識しております。県では、肥料など生産資材の価格が高騰している状況を踏まえまして、国が示した方法により算出した肥料コスト増加分の7割を補填する国の事業と合わせまして、県独自に残りの農業者負担の3分の1を支援する事業を措置したところでございます。仮に肥料価格が1反歩当たり、10アール当たり約4割上昇したとしますと、この支援によりまして経営体の実質負担は約1割程度に軽減できると試算されます。また、鶏ふん等の有機物の活用や側条施肥による肥料費の低減、それから病害抵抗性品種の導入による農薬費の削減なども進めているところでございまして、引き続き生産者の経営安定が図られるよう取り組んでまいります。

○郷右近浩委員 県で再生産できる米価を1万3,000円ぐらいに見ているという話でありましたけれども、そうならないときに、米生産を続けるということ自体が難しいと。肥料についても、国で見えていただけない部分は岩手県としてしっかりと支えようと頑張っておりますが、これ自体も先ほど補正予算でもあった配合飼料と同じような枠組みで進めていただいていると認識しておりますけれども、生産費がコスト高になってきている中であって、どうしたって足りない部分がまたさらに乗っかってくるような、これを岩手県としてはいろいろ取り組みをやられているということではありますけれども、しかしながら農薬をどうする、何をどうするという以前に、本当にことしもきちんと作付をして、しっかりと自分のところで良質な米をつくっていくと。特にことしまたひとめぼれがA'からAにはなったとはいえ、あくまで目標としていた特Aをまた少し達成できなかったという中であって、いいものをしっかりつくっていくと、そのためにまた頑張っていくというモチベーションを支えてあげることが必要だと思うわけですが、この辺について

岩手県は何かしらお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○藤代農林水産部長 佐藤県産米戦略監から米の価格1万3,000円というお話をさせていただきましたけれども、一つは米の価格について、基本的には安定させるような取り組みが必要だろうということで、これは全国での対応は当然ですけれども、来年の本県の作付というのはことしと同じ、同程度、全国でもそういった形で、去年あたりまでは非常に供給過多で、需給が緩和するという形の中で米価が少し引き下がるような状態で動いていたわけですが、米の取引状況を見ますと大体1万3,000円後半あたりで県産ひとめぼれですと取引されている状況でございますので、そういった状態が来年まで続くことがまず大事だろうと考えています。そうしますと、去年の概算金が1万1,000円程度でしたけれども、それがさらにプラスアルファが期待できると思いますので、そうしますと農家の皆さんも、令和元年ころは概算金で1万3,000円、あるいはその次の年ですと1万2,000円というような概算金でしたので、そこら辺が望めれば非常に米づくりに対しても意欲が出てくるのではないかと考えていますので、まずは価格安定というところを取り組んでいくことと、先ほど言いました生産コストを抑えるというような取り組みの部分、肥料代、吉田水田農業課長から言われた以外にもいろいろ、苗箱を少なくして苗をいっぱいつくるとか、さまざまな技術がありますので、そういったものをアドバイスさせていただきながら、あまりコストをかけずに自ら持っている技術でコストを安くできるようなところ、あるいは鶏ふんを使などを複合的に組み合わせながら、農家の方が引き続き米づくりに意欲を持って取り組んでいただけるようにということを進めていきたいと考えております。

○郷右近浩委員 ありがとうございます。直接支払交付金を含めて国でもいろいろ修正していることは認識しております。しかし現場では、米だけで何ともならないから大豆をつくる、もちろんこれは国としても進めている方向だと認識しておりますけれども、一般質問でもいろいろ発言等もありましたけれども、安定して農業に携わっていく、米をつくる適地という意味では、私は東北、北東北であったり北海道が今後中心になっていくと思いますし、いいものをこの適地でしっかりとつくっていただきたいと思います。そして、それに従事する方々が営農を続けていける環境を岩手県としてしっかりと構築していただきたいと思います。先日も少し田んぼを見て歩いていましたけれども、もちろん今はまだ田んぼに出ている人はいませんけれども、そろそろ音であり、匂いであり、そうしたものがどんどん感じられる時期になってくると。そのときにみんながことしの秋に期待して農業をやっていくという、ことしの一步を踏み始めると、そうしたような状況になるようにぜひ県としてもいろいろ対応していただければと思います。以上で終わります。

○工藤勝子委員 昨日の一般質問でも岩城元議員が野生動物の関係の質問をされておりました。通告しておりましたので、野生動物の熊、イノシシ、鹿の農作物被害の実態についてお伺いしてまいりたいと思っております。

まず、個体数の状況について、直近の調査の状況がわかりましたらお知らせいただきたいと思っております。また、農作物の被害についてお聞かせいただきたいと思っております。

○村上担い手対策課長 まず、個体数の状況についてでございますけれども、県が策定しておりますツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの各管理計画によりますと、ツキノワグマの個体数は令和2年度末時点で約3,700頭です。ニホンジカの個体数につきましては、平成30年度秋時点で約10万頭とされております。イノシシの個体数については、本県は捕獲数が少なく、生息地域に偏りがあることから、全県域での個体数の推計が困難とされておりますので、個体数は不明ということであります。

続きまして、被害額についてでございます。農作物の被害額につきましては、令和3年度で約4億1,000万円となっております。令和2年度に比べまして約1,400万円減少しております。獣種別では、ニホンジカが半分の約2億1,000万円くらいかというような状況です。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。遠野市で要望を出しているのですけれども、たしかその中にニホンジカの関係がありまして、環境省の推定値の2倍以上、10万7,000頭となっておりますけれども、県内にはこれ以上いるのではないかと考えております。農産物の被害額ですけれども、年々高くなってきているのです。3億円ぐらいだったのですけれども、それがもう4億円になってきている状況です。遠野市で何の被害が一番大きいかというと、畜産農家の草地です。草です。皆さんがいろいろな作物に対して生産コストを下げていきたいと思います、それは言うことは簡単です。何をどうやってコストを下げることかということを私たち農家の人たちが自ら考えて実行していかなければならないわけですが、畜産農家の人たちは、いろいろ飼料が高くなってきているわけです。そういう中において、粗飼料、草をたくさんとろうと思うのです。ところが、一年の中で一番栄養価が高く、量をとらなければならない一番草を、鹿がたくさん草地に入ってきて掘り起こして食べているのです。そうすると、例えばひどいところは3分の1しかとれないという農家も出てきているわけです。質問の中に入っていないんですけど、この中で捕獲頭数がどのくらいだったのか、環境生活部の所管になるかもしれませんけれども、わかりましたらお願いしたいと思います。

○村上担い手対策課長 捕獲頭数でございますけれども、令和3年度の捕獲頭数につきましては、ニホンジカで2万6,839頭捕獲しております。今年度については、4月から12月までの同期比、昨年度の同期比で、ニホンジカでは125%ということで、1.25倍の昨年度を上回るペースで捕獲しております。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。そういう中において、電気牧柵という関係もあるわけです。そして、トウモロコシというのはすごく栄養価が高くて、酪農家の皆さん、それから和牛を飼っていても、飼料を買わないでトウモロコシを植えれば、それで栄養を補給できるのですけれども、遠野の地域ではトウモロコシを植える人がほとんどいなくなりました。原因は熊なのです。熊が入ってくるのでトウモロコシを植えていた畑を草地に替えてしまったのです。餌代が高くなってきているので草地を起こして、またトウモロコシをつくりたいと思う人たちもあるかもしれません。ただ、電気牧柵をかけていても熊は

驚かないのです。1回はビビッと来るかもしれませんが、死なないということを勉強してしまったのです。だから、中に入って食べるし、熊が食べたトウモロコシは牛は食べません。多分熊の匂いがついているから食べないのだろうと思っています。この電気牧柵の購入支援の実態、この効果についてはどのように捉えていますでしょうか。

○村上担い手対策課長 電気牧柵につきましては、先ほど工藤勝子委員の御指摘がありましたとおり、野生鳥獣が柵に接触した際に、電気のショック、痛みで恐怖を学習して、それ以降野生鳥獣が入ってこないというような心理柵と呼ばれているものなのですけれども、こういう形で電気柵はやっております。鳥獣被害防止総合対策交付金におきましては、電気柵については市町村協議会が事業実施主体となって行っておりますけれども、県においては直営施工、要は直接設置する場合については定額で補助をしております。請負施工については2分の1の補助ということになっております。それから、上限単価は決まっておりますけれども、材だけであれば低額なので、満額補助される形になっておりますし、機械の借り上げ料や日当については、中山間地域等直接支払や、多面的機能支払などで経費として見ることができます。

○工藤勝子委員 令和4年度の政策評価報告書を見ますと、農林水産部も環境生活部もAになっているのです。これは、予算に関して使い切ったからAなのか、捕獲頭数が100%になったからAなのか、Aという評価の仕方はどこで捉えているのですか。

○村上担い手対策課長 政策評価の関係につきましては、目標設定を捕獲頭数で設定しておりますので、2万5,000頭の捕獲目標に対して令和3年度は2万6,000頭以上の捕獲ができていたということで、A評価になっております。

○工藤勝子委員 では、令和5年度の被害額をどこで抑えようとしていますか。4億円にとめますか。いかがですか。

○村上担い手対策課長 被害額につきましては、野生鳥獣被害の防止対策につきましては捕獲だけではなくて、柵の設置とか、地域の寄せつけない取り組み、やぶの刈り払い、それらの3点セットが基本となっています。ですから、捕獲だけを評価してもなかなか被害額が減るわけではありません。その3点セットがしっかりと地域の中で取り組めるような支援をしていきたいと思っておりますし、当然被害額につきましては、今まで25年がピークで5億円ぐらいだったのですけれども、それがだんだん下がってきて、最近は4億円程度の横ばいぐらいになっています。ですから、それをもっともっと下げていかなければいけないと思っております。

○工藤勝子委員 この評価の仕方ですが、例えばこの被害額もある程度ラインを設けて、そこから超えたらBになるとか、そこが達成できたらAとか、予算を消化したとか、捕獲したからではなくて、もっと実態に即した評価の仕方をいろいろな部署でやっていくべきではないかと捉えております。

そういう中において、予算を見てみたのですが、電気牧柵も、減額になっている部分があるのです。なぜ農家の人たちの被害が増えているのに減額になっているのですか。その

考え方をお聞きいたします。

○村上担い手対策課長 2月補正では約3,000万円の減額にはなっているのですが、これについては市町村からの要望等を踏まえまして、しっかりと国に対して財源となる交付金の要望はしているところなのですけれども、国からの内示、内報が大体7割から8割ぐらいになっています。追加で要望調査として出していますけれども、国からの追加割り当ての内示が遅くなっています。この部分については、国に対してもしっかりと早期に配分するよう要望しておりますけれども、10月、11月あたりに割り当てがあったとしても、冬の工事になってしまうと農作物の被害を減にするというのはなかなか少し厳しいというところもありますので、予算につきましては、市町村からの要望についてはしっかりと満額で充足されているということで認識しております。

○工藤勝子委員 ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。環境生活部と非常に密接に関係あるのだらうと思っています。ですから、今回は結局早池峰の関係の希少植物は申し上げますでしたけれども、どのような情報交換と連携をとっているのかについてもお聞きしたいと思います。

○村上担い手対策課長 鳥獣被害対策につきましては、当然環境サイドの野生鳥獣の個体数管理と、農作物被害防止対策を一体的に進める必要があると考えております。環境生活部サイドと常にいろいろ情報交換をしながらやってきておりまして、毎年度大体2回か3回ぐらい開催している連絡会を初め、地域での連絡会もあります。その中で、例えば農作物被害の状況や環境サイドで情報を持っている人身被害、鉄道、列車との衝突の被害、捕獲に関するマニュアルなども共有しながら一緒に進めております。

○工藤勝子委員 私の地域では、山際のかかなりの面積に、電気牧柵を設置しております。そういう中で被害が抑えられている部分はかなりあります。牛飼い仲間がおりまして、市場があったときに10人ぐらいが1カ所に集まって、反省会をやるのです。そのときに、私がうちにいれば、その何人かを送っていくのです。土淵達曾部線という県道があります。あちらの地域の人たちは電気牧柵の設置が全く手つかずなのです。いつも送っていくのですけれども、この間の2月の市場、16日だったと思いますけれども、仲間の人を附馬牛の奥まで送っていったのです。そうしましたら、夜に県の皆さんに行ってみてほしいと思うくらい鹿がいました。車を運転するのが怖いくらいでした。いつ道路に飛び出してくるかわからないし、実際、飛び出してくるのもいましたし、道路の両側にぞろぞろといるのです。今までこんなにいたことがない、本当にこれは大変なことだとおもいました。小さいのから、雄から雌からいます。そのうちに行くまで両側にいることに本当にびっくりして、これは県の職員が夜の11時ごろに、車であの街道を走ってみたいと思ったくらいでした。電気牧柵を山際に設置しただけでもかなり被害を抑えることができますので、ぜひいろいろな形で予算を拡充して、対応をよろしくお願ひ申し上げて終わりたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 私からは3点御質問したいと思います。

まず1点目ですが、県有種雄牛の育成についてです。ことし地元の初競りにも行かせていただいて、繁殖の皆さんと話をし話題に出てきてしまうのは、市場できちんと評価されるようなタイプの県有種雄牛を何とかつくってほしいということです。今も取り組んでいるという答弁をこれまでも聞いていますが、来年度どういった形で、改良を加速するためにどういった取り組みをされるのかという点についてまずお聞きしたいと思います。

○米谷畜産課総括課長 県有種雄牛についてですが、先ほどハクセル美穂子委員から御指摘がありましたけれども、子牛市場の中で県有種雄牛の価格が、他県あるいは民間の種雄牛の産子よりも安く取引されているということがあります。数字的にも、若干というよりは、ことしの初競りですと全体で約10万円下がったところなので、その下げ幅も含めて大きかったと感じております。

種有牛につきましては、今までにも何回かお話しさせていただきましたけれども、他県と差別化を図るためにも、産子能力にすぐれた種雄牛を造成していくことが大事だと思っております。平成30年に造成しました安久勝晃という種雄牛がございます。一般の肥育農家で出荷され始めてきているものでございます。この安久勝晃、歴代最高の枝肉成績を出したということもありますけれども、ことしの1月に東京で開催されましたいわて牛の枝肉共励会で最優秀賞を取るなど、いろいろといい成績が出てきております。そういった情報も出しながら、繁殖農家の方々にも使っていただきたいと、そういう利用拡大を図っていきたく思っております。若い種雄牛は徐々に成績が出てきておりますので、期待しているところです。

種雄牛の造成の仕組みでいきますと、平成30年からゲノムを使いながら育種価を推定し、雄、雌で両方を選びながら、能力の高い牛を選びながら計画的に進めていって、今までの改良の速度をアップさせていきたいと考えています。

○ハクセル美穂子委員 御答弁ありがとうございます。成績というか、市場価格が上がっていく県有種雄牛をつくってほしいと言っているのは、市場価格が高くなったり、コロナ禍によっていろいろな畜産経営が圧迫されている中で、他県の成績のいい、市場で人気の種が入手しづらくなっているという面もあるということをお伺いしました。県有種雄牛の中に市場で評価されるものがあるということは、県の畜産農家にとってとてもメリットになると。要するにとりやすいですし、ほかから回してもらおうとしても、ほかとの競争でもあるわけです。種をとるのも競争であって、その中でどんどん、いいものは価格が高くなっていってしまうけれども、県でそういったきちんと値段が出る種雄牛を持っているというのは畜産経営にも大変助かるのだけれども、今は残念ながらそういった牛が本当に少ないと。私、市場に行ったときに名簿も見せてもらって、結局育種価にCがいっぱいあるのばかりなのだよという話をされたのです。先ほどお話ししてくださった安久勝晃でもバラでCが1個あるのです。推定育種価のところCがなくて、AやHが増えてくるような牛が半分ぐらいはいるように目指していくと、繁殖農家にしても、これつけてみようかということになると思います。それから、いろいろな技術も使って改良速度

を上げていくべきではないかという話もされました。例えばE T、そういったものでどんどん速度を上げて、皆さんもこれまでやってきた鳥取純系というものの価値もある程度わかっているのだけれども、二つの系統でとか、その鳥取純系の種の価値もニッチなところであるので、市場価格が出るようなタイプの県有種雄牛のラインをしっかりと速度を上げてやって行ってほしいということを言われました。まず、何よりも、昨日制度の説明もされたのですけれども、県全体の子牛の価格というのは国の平均よりも高く、補給金が基本でないような形の中で、県有種雄牛をつけるとそれよりも20万円も低い市場価格だったりすると、何ともならないという話をされましたので、ここをしっかりと力を入れていただきたいと思います。育種価などの改良の部分もどういった感じでやっていくのか、もう一回聞かせてください。

○米谷畜産課総括課長 育種価のところですけども、先ほど安久勝晃にもCがあるという話がありましたけれども、そういったものを改善していくためにも育種価の判明しているものを交配させながら、だんだん能力を上げていこうと考えております。もっとスピードを上げるためにもゲノムを使っていこうと考えております。毎年500頭をゲノム解析しながら、その中から育種価が判明したものを選んでいくという取り組みをしております。まずは育種価の高いものを交配用に使っていく考えです。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。頑張ってください、ぜひいい報告を繁殖農家さんたちにできるとうれしいと思いますので、その点をよろしくお願いします。

次に、酪農経営について、さきほど飼料関係の議案も出ていましたけれども、1月の閉会中の常任委員会のこの際質疑においてもお話をさせていただいた件です。差額支援や、餌に対する支援というのも、もちろん今々必要なことですし、ある意味すぐお金が入ってくるので、ありがたいと農家の方も言うておられるのですけれども、酪農経営の場合、基本的に生産コストに乳価が見合っていないというのが一番の問題なのではないかと酪農家の方々と話をして感じたところです。

最近の新聞報道で関東生乳販売農業協同組合連合会とか、東北生乳販売農業協同組合連合会もですか、15円乳価を引き上げるとあって、いい反面、15円上がると流通でも上げていくので、結局消費者の方が買うときの乳価が上がると。私はいつも県産の牛乳を買っているのですけれども、10月に110円になった後に、それまでスーパーで198円だったものが228円になって、今はもう安売り価格でも248円になってしまっている。だから、10円上がったのにスーパーで買うときは50円ぐらい上がっている感じになってしまったのです。それぐらいまで上がるので、15円上げたとすると、ではどれぐらいの値段になるのかと考えてしまいます。そうすると、県産ではなくて、違うほうにしようかという行動になって、牛乳を買わないかなという話になってしまうのも、酪農家の皆さん方は懸念されているのです。

これは、県だけでできることではないので、県として酪農家の皆さんの意見を集約しながら、国にもお願いしなければならない部分かと思うのです。国として酪農家の方々が乳

価を得るときに、補給金として支援をいただくような仕組みを提案してもいいのではないかと私は考えております。現在も飲料用ではなくて加工用になったときに補給金を足して農家に支払われているので、システム的にもう確立されている中でやれるのではないかとと思うので、消費者の消費価格にあまり影響のないような形で乳価の支援をするような仕組みをぜひ国に訴えていくべきではないかと思っています。その辺について県のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○藤代農林水産部長 酪農の生乳への支援ですが、生乳というのは一物多価というような表現をするのですが、飲む牛乳であれば120円ぐらいで取引されて、生クリームとかバターですと80円だ70円だという形で、同じ乳牛から搾った牛乳自体が幾つかの用途によって価格が分かれるという非常に特殊な形になるものですから、国で加工原料乳という形で補給金が出る分は、生産コストを下回ると言われている飲む牛乳以外の分について措置されており、酪農家の皆さんにはそれを全体プールしたような形でお支払いされるというのが牛乳の仕組みです。ですから、酪農の生乳販売農業協同組合連合会という牛乳を売る団体は、皆さんに飲んでいただけるような形で乳牛を販売しようと、都府県ですと学校牛乳ですとか、なるべく酪農家の皆さんの手取りが多くなるような販売努力をされているのですが、そこが若干生産コストを上回るということで、現行の制度の中ではそこにセーフティーネットが働かない形になっています。県としては今の原材料高の部分が販売価格の問題ではないので、あくまで所得の問題になってきますので、そういった原材料価格の分を反映したセーフティーネットをつくってくれないか、例えば収入保険の中で酪農家も使えるように、原材料価格の高騰なども反映するような仕組みをつくってくれないかと国に要望しているところです。引き続きどういった形で対応が可能かを考えながら、国に対して支援策を求めていきたいと思っています。

○ハクセル美穂子委員 ありがとうございます。きちんと今の飼料価格の高騰や、原油価格の高騰などに対応して酪農家の方々が酪農生産ができるようにしておかないと、例えば今北海道で牛を潰すと幾らですよと言って潰しているけれども、数年後に次の牛を確保するのが難しくなるのではないかと、そういったことも皆さん考えていらっしゃいました。生き物なので、ただただ潰せばそれで終わりというものではなくて、長いスパンで考えていかないと経営自体も難しいのが酪農だということで、園芸や米などは多くなったからやめるということが出来ますけれども、牛は常に出産させて、搾っていかなければならないし、その次の後継牛の確保をどうやっていくのかを全体で考えていかないとなかなか難しいところだと思います。雫石町の農家さんも、ずっと頑張ってきたけれども、今はもう餌代65%を超えてきたと、やれるかどうか家族で話し合っているところだということまでいっていて、大変なことだというお話をしていました。酪農家の方々こそきちんとやっている方、後継者もいますし、その後継者の方々にしっかりとこれからもやっていただくような形で、少し規模が大きいので、国もしっかり絡めてやっていかなければならないことだと思いますから、県内の酪農家の皆さんの現状をしっかりと国にも上げていただきたいと思います。

思いますので、その点よろしく願いいたします。

最後、もう一点ですが、普及員の活動について少し御指摘をいただきました。私の地元は、昔地域駐在がいた地域なのですけれども、今はいなくなって、たまにどこかには行っているかもしれないみたいな感じで、なかなかお会いする機会がないのですけれども、地域の農家の方々からも、経営が苦しくなってくると、コスト削減するための助言などが欲しいと、JAの指導があればいいのかもしれないのですけれども、JAでも広域合併して、営農指導は少し手薄な感じがすると皆さん話をされていました。でも、JAに関しては民間というか、まず営利でやりとりしているので、そういうときこそ普及員が地元にもっと入っていくような形にしていくべきなのかと。そして、経営が苦しいので、どんな事業が使えるのかなど、知りたいことをプッシュ型で伝えていくためにも、日ごろから信頼関係を築いていくというのが大切だと思うのです。今さら地域駐在なのかと思うのですけれども、駐在がいたころのような関係性を築いていくことが大切だと思っているのですが、そういった点について県として今後どう進めていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○竹澤農業普及技術課総括課長 普及員の活動についてでございますが、ハクセル美穂子委員御指摘のとおり、地域駐在等で足しげく農家に通うのが非常に望ましい姿だとは感じております。各市町村に地域駐在があった昭和のころは、最大440名を超える普及員がおりました。一方、現在は200名少しという状況でございます。こうした限られた人員の中でより効果的に普及活動を進めるといった観点から、4年前に経営指導課を新設いたしまして、重点支援対象に向けて、重点的な経営発展に向けた指導を行っております。一方で、産地育成課では、農業協同組合と協働で集合指導もしくは個別巡回指導などを通じて、折に触れ、農家の皆様に必要な情報をできるだけお伝えしているところです。

全戸を巡回することが不可能な状況の中、県といたしまして、いわてアグリベンチャーネットで情報発信するほか、徐々に登録者がふえておりますが、メーリングサービスでプッシュ型の通知をしております。こういったツールを活用しながら情報伝達に努めているところでございます。

○ハクセル美穂子委員 人員削減された中、工夫してやっていただいているのは私もわかっておりますが、経営で困った場合、個別農家の懐具合を出すことなので、誰にでも簡単に相談できるものではありません。こういう相談をしたいのだけれどどこまで話ししたらいいのか、信頼関係がないとなかなかうまくいかないとお話されていました。

今北海道では、酪農がすごく大変なので、支援チームのようなものをつくって、必要な方のところに行くというような活動をされているというお話を聞きました。商工会などでは伴走型支援と言って、支援を希望する会社に来てくれて、長期的に経営などを助言していくようなチームがあるのですけれども、普及員はいろいろな知識があるし、ニーズに合わせてチームを編成して助言することで、経営が改善される部分もあるのではないかと思いますので、そういう工夫もぜひしていただきたいと思います。

それから、いわてアグリベンチャーネットも頑張ってくださいでいて、かわいいサイトだなど思っているのですが、皆さんがスマホを持っていて、アプリみたいなものを簡単につくれるような時代になりましたので、例えばですけれども、プッシュ型で支援してほしいという要望を送信するとすぐわかるようにするなど、ITの関係も活用しながら、効率的な普及活動をしていただきたいと思います。やはり一番は信頼なのかと、どんなにデジタルが進んでも人と人で、作物のことや地域のことをしっかり見ながら助言してもらわないといけないので、ぜひ普及員にはさらに活躍していただきたいと思います。令和5年度もどうぞよろしくお願いいたします。お願いして終わりたいと思います。

○高田一郎委員 私は二つ通告しておりました。最初に水産業資材価格高騰緊急対策費補助事業についてお尋ねします。

これは、12月定例会で補正した事業であります。漁業資材の価格高騰に対して漁業者に支援をするという制度であります。今現在申請受付が続いていると思うのですけれども、直近の申請件数やその金額がどの程度になっているのか、示してください。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 令和5年1月16日から同年2月末まで要望を受け付けた結果、対象となる漁業関係団体36団体中19団体から計198件の申請がありました。金額については375万1,000円です。

○高田一郎委員 現在198件、375万円ということですが、予算額は6,584万円程度であります。これからふえるかもしれませんけれども、少ない金額だと感じました。先日ある漁業協同組合に行ったときに、この事業は非常に補助対象範囲が狭いのではないのかという話を聞きました。養殖施設に必要なロープ購入への補助が不十分だったり、段ボールについても対象になっていないとか、補助対象範囲が狭まっているのではないのかというお話を受けて、ある漁業協同組合では1漁業協同組合当たりの受け取り補助金額が平均で1,000円程度という話も受けました。なぜこういう申請状況になっているのですか。漁業団体からもいろいろな要望が来ているのではないのかと思うのですが、申請件数、補助金額が少ない要因を県としてどのように分析しているのかお伺いいたします。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 当該事業でございますけれども、漁業関係団体等で燃油高騰対策の推進を図ることを目的といたしまして、今年度の8月に岩手県漁業用燃油資材高騰対策会議を設立いたしました。この中で構成員から支援についての要望を受けた経緯がございます。それを受けて、12月補正でこの支援事業を立ち上げました。対象と額が少なかった理由につきましては、一つは事業の開始の時期が遅くなったということ、それから市町村において物価高騰対策の支援金の措置がされたこと等が要因ではないかと考えております。

○高田一郎委員 今回の補正予算の中にも、中小企業団体に物価高騰対策ということもあって、法人には一律15万円ですか、そして個人事業者には7万5,000円という、そういうスキームで20億円ほどの予算が措置されました。今回の水産業関係も、そういう視点で対応したほうがよかったのではないのかという印象を少し受けております。今度の事業内容と

というのは、漁業用資材のうち、前年度から10%以上価格が高騰している資材に対して購入実績に応じて補助金を払うと、対象が本当に少ない、品目が少ないということと、10%以上価格が高騰していないと対象にならないということです。ですから、極論ですけれども、資材価格が、9%程度の上昇であれば全て対象にならないと、補助金ゼロと、支援金ゼロとなってしまうのです。全ての漁業用資材の価格が上昇しているわけでありますから、こういう事業内容はどうかと思っております。全ての漁業者、漁業団体が物価高騰で大変になっているわけですから、スキームを見直していくべきではないかと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 当該事業のスキームでございますけれども、令和4年4月1日から令和5年1月31日までの間に購入いたしました漁網ロープ、発泡スチロール箱等の漁業用資材20品目につきまして、購入時の単価が令和4年3月時点の単価と比較して10%以上高騰した資材に対しまして上昇分の2分の1、1業者につき10万円を上限に補助するというスキームでございました。これにつきましては、予算の制度設計の段階で、漁協から平均的な資材購入の価格、あるいは高騰している資材の程度、そういったものを聞き取りしまして、県内の組合員、あるいは関係する漁業関係団体、そういった構成員に引き延ばして予算措置をしたものでございます。

○高田一郎委員 実際に物価高騰で困っている現場では、1漁家当たり1,000円程度にしかないというのが実態なわけです。ですから、少しこのスキーム全体を見直して対応するように、ぜひ内部でも再検討していただきたいと思っております。

もう一つは、養殖施設の更新に対する支援についてお伺いいたします。これは、ある漁協にお邪魔したときに、養殖施設がもう10年以上経過して、順次更新していかなければならないが漁業者の負担が非常に大きいというお話をいただきました。県として養殖施設更新に関する課題を、どのように把握、認識しているのか、この点についてお伺いいたします。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 養殖施設の更新についてでありますけれども、海洋環境の変化等によりまして主要魚種の不漁、あるいは資材価格の高騰など、漁業者の生産状況が厳しい状況にあると認識しております。養殖施設の整備を行う際には、漁業者の負担を軽減する必要があると認識しております。

○川村伸浩委員長 昼食の時間にかかりますが、引き続き質疑を継続したいと思います。御異議ありませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高田一郎委員 物価高騰によって、養殖施設の更新事業費が膨らんでいるという状況が出ています。養殖施設を更新するためには、既存の施設を撤去し、その後に新しい施設を設置するため工事費や資材費等がかかって、1台当たりの整備事業費が250万円ほどかかるという話をされました。しかし、国の補助事業は、浜の活力再生・成長促進交付金ということで、2分の1程度しかないという話です。ここの漁協では798台、800台近い施設

を持っていて、そうしますと 19 億円、施設を全部更新するために、そのうち半分程度しか補助されないということです。その状況を考えますと、こういったところにも県としても支援をしていくべきではないかと思ひますし、またそういった漁協などからもそういう強い要望があります。市町村によっては、独自に上乘せして支援をする市町村も出ていますけれども、県としても養殖漁業者、漁協に寄り添った支援をしていくべきではないかと思ひますけれども、その点についての県の対応方針についてお伺ひいたします。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 高田一郎委員御指摘のとおり、国の補助事業がございまして、漁業者が共同利用施設として整備する場合には当該事業が活用可能で、補助率は2分の1になっております。事業の採択につきましては、10%以上の収益率向上ですとか、作業の効率化といったものが要件とされておひまして、県といたしましては事業の採択に向け、漁協等に対しまして計画書の作成やデータの提供など、そういった支援をしているところでございまして、補助率の2分の1という部分につきましては、関係する漁協なり、関係団体などから要望を聞いて、十分な補助について国に求めていきたいと考へておひます。

○高田一郎委員 国に求めていくのは大事なことだと思ひます。私がお願いしたいのは、岩手県としても漁業者の皆さんに寄り添って、独自の支援を行うことはできないのかということです。藤代農林水産部長から答弁をいただき、私の質問を終わりたいと思ひます。

○藤代農林水産部長 水産の養殖施設の更新といひますか、機能強化の支援についてですけれども、かさ上げ補助できないのかという話ですが、現時点で岩手県では行財政改革の中でかさ上げ補助は基本的には行わないという方針ですので、なかなか難しいところがありますが、一方で不漁というような状況にもありますので、より有利な国の事業をどういふのが使えるかを引き続き探して、有利な事業が使えるようにしていきたいと思ひますし、また、先ほど申し上げましたかさ上げ補助はなかなか県としてといふのは難しいところがありますが、そういった中で県で何ができるか引き続き内部で検討していきたいと思ひます。

○川村伸浩委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○川村伸浩委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○上原康樹委員 午前中の質疑を聞いていて、工藤勝子委員の鹿や熊に関する目に見えるような質疑といふのは非常に心に入ってきましたし、また米内紘正委員のデータをしっかり見据えて事実をあぶり出すといふ、こうした姿勢にも勉強させていただきました。いろいろなテーマがございまして、最も厄介なものは目に見えないものでございまして。私のきょうの質疑は、福島第一原子力発電所での原発事故によって発生した水、汚染水、処理水についての質問でございまして。もうこれはいっぱいになっておりますので、何としても処理をしなければいけないのですが、政府は海洋に放出するという方針を固め、

準備が着々と進んでいるところでございまして、ことしはその瞬間、その時を迎えるのではないかと見られております。そういう中で、この問題を岩手県に住んで、そしてなりわいを立てている皆さん方がどう受けとめているのか、刻一刻と変化していく県民の意識というものに岩手県はどう向き合っているのかを伺いたいと思っております。既に漁業者の皆さんがこの汚染水の海洋放出についていろいろな意見をお持ちで、発言もされていると思いますが、ここまでの段階で県はどこまでそうした声を集約しているのでしょうか。まずはそこから伺いたいと思います。お願いします。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 岩手県漁連の主催によりますALPS処理水についての現況説明会が今年度6月に開催されまして、この中で漁業者からは、水産物の風評被害等の対策、消費者理解の醸成に万全を期すこと、東電による責任を持った損害賠償、主要魚種の不漁対策への支援といった意見が出されたところでございます。

○上原康樹委員 損害賠償という具体的な話が出てきております。県は、新年度に3.11の記憶の風化をさせないという努力に向けての予算編成も措置しておられます。県が進んでいく大きな道の一つに3.11を決して風化させない、忘れない、そのための努力が求められているわけでございますけれども、あの日のことをどう農林水産部は総括して、どういう意識を持ってこの問題に向き合っておられるのか、これはその年々によって、状況によっていろいろ変わってくる場面もあるかと思っておりますけれども、現在の段階で岩手県はあの原発事故、汚染水の問題をどう捉えていらっしゃるのか。海の環境と、そして魚とのかかわり、海の状況と、そして漁業というもののかかわり、こうしたもののかかわりの中で、県はどういう意識を今お持ちなのか。徹底してあれを総括し、今後原発事故に対して国を挙げての対応、備えというものを求めていくつもりはあるのかどうなのか。これは、国のやることだからということで、大きな問題だからということで流してしまうのではなくて、県が本当にどういうつもりで今この問題を見据えているのか、その姿勢をぜひ示してほしいと思うのです。大きな話になりますけれども、どう捉えていらっしゃるでしょうか、お聞かせください。

○高橋企画課長 総括というお話が最初にありました。3.11、あの日以来、水産業の再生ということで、いろいろ復興プラン等も掲げながら取り組んできた中で、さまざま水産物に対する風評被害といったようなものもございまして、そういったことにもいろいろと取り組んできたわけでございますが、本県の漁業と申しますのは、世界有数の漁場であります三陸の海を生かしながら、サケ等の沿岸漁業、あるいはワカメ等の養殖業を主体に発展してきたというところでありまして、その豊かな海の環境、こういったものが豊富な水産物を育む、こういうつながりが魚なり、海の環境といったものの関係につながっているものだと思っております。

先ほど上原康樹委員からも御紹介ありました国のALPS処理水ですが、春から夏にかけて放出するというのも方針として出されているわけでございますが、先ほど森山水産担当技監心得からもお話ありました、漁業関係者から風評被害などを懸念して、放出につ

いての強い反対姿勢も示されているということでもあります。処理水のこの海洋放出が東日本大震災津波からの復興に向け、今なりわいの再生に取り組む本県にとりまして、さらに主要魚種の不漁等、厳しい状況にある水産業に影響を及ぼすものであってはならないと認識しております。

県ではこれまで、国に対してもさまざまな機会を捉えながら、まず国の責任におきまして水産業を初めとする関係団体や市町村等に丁寧な説明、そして真摯な対話を継続し、慎重な対応を行うよう要望してきたこと、それに加えまして不漁、さらには風評被害に負けない強い水産業の実現に向けました支援を行うよう要望してきたところでございます。国に対しては、さまざまな点でしっかりと説明をしていただく、そして国内外の理解、安心が得られる取り組みを拡充するよう、これからも機会を捉えて要望していきたいと考えております。

○上原康樹委員 丁寧な御説明ありがとうございました。確かに安全であってほしい、何事も起きないでほしいと願うのが県民の人情でございます。この汚染水が海に放出されて、いや、何でもなかったのだと言いたいところです。けれども、本当にそうなのかというところで、風評被害という概念が出てまいります。この風評というのは、これはうわさだからということで、いや、関係ないので大丈夫なのだよというふうに言い張るといっても、また誤ったほうに話を持っていきがちになりますので、ここは冷静に是々非々で、いいことはいい、悪いことは悪いということで、岩手県は自立して意見を言うべきなのだと思います。ですから、事実というものは非常に重要で、海洋放出という非常に好ましくない状態を迎えたその後が問題だと思うのです。実際にこれは魚にどう影響を与えるのか、海はどう変わっていかうとしているのか、データとして、数値として、きちんと科学的に突き詰めていくという姿勢を岩手県は独自に取り組むべきだと思います。釜石市にも研究機関がありますけれども、ああいう公的な科学的な機関に大いに活躍していただいて、今までにないほど海の状況を徹底的に調べてもらう、そういう姿勢を示していただきたいと思います。

3.11を風化させないという大きな課題、漁業はまさにその核心的なフィールドを担っていると思います。漁業のみならず農業だって、あのと時の汚染された大地、除染された牧草が、その痕跡がまだ牧野の片隅に残っています。私は、二十数年来岩手山麓を見て回って、その除染された牧草のビニール袋といいますか、パッケージを見て心を痛めております。年ごとに破れて朽ち果てていくさまは、あの3.11を目の当たりにしているような思いでございます。そうした記憶を風化させないということを農業や水産業を通じて、これはしっかり心に刻んでいくべきものだと思っております。

岩手県は、三陸というすばらしい環境を控えております。太平洋に胸板を張るようにして存在している県でございます。それだけに、あの3.11の出来事というものを最も胸に刻むべき地域だと思っております。ですから、これからも科学的に、そしてあとは魂の問題としてこの問題と深くリンクしていくという覚悟をお持ちいただきたいと思っております。いささ

か大きな話になりましたが、藤代農林水産部長、一言いただけますか。お願いします。

○藤代農林水産部長 ALPS 処理水のこと、いろいろ御指摘いただきました。原発事故で、私も農業分野におりまして、牧草の除染から牛の移動制限解除のような仕事にも携わりましたが、今上原康樹委員がおっしゃっていただいたとおり、科学的な根拠に基づいて、まずは安全性ということを示して、その中で安心というようなものを消費者の方にもわかっていただいて、岩手県の農林水産物を選択していただくということが大事だというふうにも考えております。今回のALPS 処理水に関し、国では汚染水をいわゆるALPS 処理というような形で、トリチウム以外のものを取り除いて、その上でさらに希釈して基準以下にして放出する。あるいはその放出した後であっても、魚、海の底にいるような魚を分析し、あるいは汚染水で魚を飼って、その安全性をしっかりと確認するというようなことも言っていますし、さらにIAEAの国際の機関でもそういったことの取り組みについて評価していただくというようなことも言っています。そういったことも、なかなか県レベルでトリチウムというのを分析というのはかなり難しいところもありますので、そういった国の取り組みをしっかりと見据えながら、岩手県の農林水産物、特に水産物にそういった風評被害が及ばないように、県としても取り組んでいきたいというふうに思います。

○上原康樹委員 ありがとうございます。どんなものもそうですが、真実を知ろうという姿勢がないと県政も、そしてまた政治も本当の道筋をたどれないと思っております。ぜひこの問題を一過性の問題とするのではなくて、いつまでもいつまでも心に刻む岩手県であってほしいと思います。どうもきょうはありがとうございました。終わります。

○伊藤勢至委員 今定例会の招集日でありました2月15日、夕方5時半ごろのテレビを見て、タイミングよく貝毒の問題を取り上げていましたので、そのまま見たところでありました。大阪湾で、大阪大学の学生さんたちが貝毒を発生させるプランクトンを特定できたという番組だったように記憶しております。そして、この情報を東北大学でも共有して、三陸の水産振興のために役に立てたいということで、研究に取りかかっているというような内容だったと思いましたが、当然この情報は入手していると思いますが、いかがでしょうか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 伊藤勢至委員御指摘のとおり、貝毒の発生の原因となる貝毒プランクトン、これに寄生して死滅させる新たな新種のプランクトンが発見されたというニュースがございました。2019年に東北大学らの研究グループが大阪湾においてそのプランクトンの存在を初めて突きとめたということでございます。この情報がありまして、これを貝毒の発生の解決に活用できないかというような研究が現在進んでいるところでございます。それにつきましては、東北大学では早ければ2024年春にも海への投与を目指したいというようなことが新聞等で報道されていると承知しております。

○伊藤勢至委員 東日本大震災津波後に、岩手大学が三陸の水産振興に寄与したいということで、学長の肝煎りで釜石市に研究機関を設けました。魚がだめ、それに貝殻類もだめ

となったら完全にアウトですから、そういう研究機関に情報を提供して、三陸沿岸が一体となって研究をするように持って行って、若い学生さんたちの力を借りて、新しいテーマに取り組むことをやっていくべきだと思います。こういう明るい情報は早く共有して、発信する。情報を自分でとめておいてはだめなのです。どこから新しい考えが出てくるかわかりませんから、水産関係の皆さんで共有して、どんどん現状を変えていくという努力をしていかなければいけないと思います。

そこで、このごろ全くサケが不漁でして、それに代わるものとして、全国各漁業協同組合が中心となって各種サーモンの養殖に取り組んでいます。トラウトサーモンです。要するにマス類です。サケではなくマス。岩手県は1級から準用河川まで860ぐらいの河川があると思うのですが、そういったものを河川に放流してしまいますと、食物連鎖が起こった結果マスが食べる餌がなくなってしまってマスも死んでしまう、つまりキャパシティーを超えた放流があってはいけないという記事を見た気がするのですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長 河川では、漁業協同組合がイワナ、ヤマメ、アユも含めてですけれども、溪流魚等を放流して、増殖努力をしております。北海道大学の研究グループが、河川への人工的なその放流がむしろ資源を圧迫して、生物資源そのものが減少してしまうと、バランスを崩して減少してしまう可能性があるという研究報告が出ております。そういった情報については、我々としてもつかんでおります。

○伊藤勢至委員 北海道大学の話が出ましたが、何年か前に、北海道大学の水産学部は北海道かいわいのオホーツク、あるいは千島列島かいわいの40センチメートルぐらいのサケを捕まえて、その背びれにタグをつけて、また放流をして、その生態を追跡しているという話をしたのですが、本県ではそういう研究をしたという話を聞いたことがありません。今年度は1万尾の種魚というのか、卵を確保して、それを養殖して放流すると。放流をすると、行ってらっしゃい、4年待っていますよと、その間の研究が何もない。これではまさに神頼みでしかないと思うのです。一体、放流したサケがどの程度、どの辺で成長して戻ってくるのか、そういう研究を、岩手大学が取り組んでいるのかもしれませんが、そういう人たちと情報共有して、ギブ・アンド・テークで北海道からも情報をもらう、大阪大学からももらう、こっちからも差し上げると、こういうことをやりながらお互いがいいところに上がっていきけるような、そういう取り組みをやっていかないと進歩がないと私は思うのですけれども、藤代農林水産部長に御答弁をお願いしたいと思います。

○藤代農林水産部長 試験研究などで、非常に狭い分野で試験研究したりしますので、さまざまな情報を共有し、国内のみならず世界の情報を得て、自分の研究に生かして実用化、技術に応用していくというのが非常に重要なことだと考えております。水産技術センターでも、伊藤勢至委員御指摘のような形でさまざまな情報をえる努力をしているようですが、最新のニュースというのは研究レベルでは実績が出てからでないといけないところもありますから、担当の行政部門から研究機関に情報提供するなり、研究機関と

や大学ともさらに情報共有して高めながら、本県の水産物がよりよい形に対応できるように取り組んでいきたいと思えます。

○川村伸浩委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。